# 第二部 参照情報

## 第1 参照書類

機構の経理の状況その他の事業の内容に関する重要な事項及びその他の事項については、以下に掲げる書類をご参照ください。

「債券内容説明書(法人情報) 平成 18 事業年度」(平成 19 年 10 月 1 日付作成)

#### 第2 参照書類の補完情報

上記に掲げた参照書類としての「債券内容説明書(法人情報) 平成 18 事業年度」に記載された「事業等のリスク」 その他の内容について、当該「債券内容説明書(法人情報) 平成 18 事業年度」の作成日以降本債券内容説明書(証 券情報)作成日(平成 20 年 1 月 7 日)までの間において、変更及び追加事項が生じております。以下においては、当 該変更及び追加事項を含む内容を記載しており、変更及び追加箇所は下線で示しております。

#### 第1 法人の概況 3 事業の内容

#### (4) 事業の概要

9 奨学金の原始、貸与利率及び借入金の償還

(表 1) 平成 18 年度以前の採用者に係る第二種奨学金の貸与利率と財政融資資金(元金均等償還、半年賦、5 年金利見直しにおける当初 5 年間の金利、借入期間 19 年超 20 年以内、うち据置期間 3 年超 4 年以内)借入金利等推移表(平成15 年 4 月以降)

3 午 4 月 以降/			
年 月	第二種奨学金 貸与利率	財政融資資金 借入金利	財投機関債金利
平成 15 年 4 月	0.30%	0.3%	_
5月	0.30%	0.3%	_
6月	0.20%	0.2%	_
7月	0.20%	0.2%	_
8月	0.52%	0.5%	0.52% (第4回日本育英会債券)
9月	0.40%	0.4%	_
10 月	1.00%	1.0%	_
11 月	0.60%	0.6%	_
12 月	0.73%	0.8%	0.70% (第5回日本育英会債券)
平成 16 年 1 月	0.70%	0.7%	_
2月	0.60%	0.6%	_
3月	0.53%	0.5%	0.64% (第6回日本育英会債券)
4月	0.70%	0.7%	_
5月	0.70%	0.7%	_
6月	0.70%	0.7%	_
7月	0.97%	0.7%	1.18% (第1回日本学生支援債券)
8月	0.80%	0.8%	_
9月	0.90%	0.9%	_
10 月	0.70%	0.7%	_
11 月	0.70%	0.7%	0.70% (第2回日本学生支援債券)
12 月	0.70%	0.7%	_
平成 17 年 1月	0.60%	0.6%	_
2月	0.62%	0.6%	0.66% (第3回日本学生支援債券)
3月	0.60%	0.6%	_
4月	0.60%	0.6%	_
5月	0.60%	0.6%	_
6月	0.50%	0.5%	_

年 月	第二種奨学金	財政融資資金	財投機関債金利
十 月	貸与利率	借入金利	月 1又1及[天] 頁 並不同
平成 17 年 7 月	0.58%	0.5%	0.62% (第4回日本学生支援債券)
8月	0.50%	0.5%	_
9月	0.60%	0.6%	_
10 月	0.60%	0.6%	_
11 月	0.90%	0.8%	0.90% (第5回日本学生支援債券)
12 月	0.90%	0.9%	_
平成 18 年 1 月	0.90%	0.9%	_
2月	0.92%	0.9%	0.94% (第6回日本学生支援債券)
3月	1.00%	1.0%	_
4月	1.30%	1.3%	_
5月	1.30%	1.3%	_
6月	1.50%	1.5%	_
7月	1.58%	1.5%	1.62% (第7回日本学生支援債券)
8月	1.40%	1.4%	_
9月	1.40%	1.4%	_
10 月	1.20%	1.2%	_
11月	1.49%	1.2%	1.52% (第8回日本学生支援債券)
12 月	1.30%	1.3%	_
平成 19 年 1 月	1.30%	1.3%	_
2月	1.03%	1.3%	0.90% (第9回日本学生支援債券)
3月	1.30%	1.3%	
4月	1.30%	1.3%	
5月	1.30%	1.3%	
6月	1.30%	1.3%	
<b>7</b> 月	1.44%	1.5%	1.19% (第 10 回日本学生支援債券)
8月	1.50%	1.5%	
9月	1.40%	1.4%	
<u>10 月</u>	1.20%	1.2%	
<u>11 月</u>	1.03%	1.3%	0.93% (第 11 回日本学生支援債券)
12月	1.10%	1.1%	

<sup>(</sup>注) 平成 15 年 3 月 31 日以前に入学し、かつ平成 16 年 3 月 31 日までに採用された奨学生に対する奨学金の貸与利率は、財政融資資金借入利率と同率となります。

(表 2) 平成 19 年度の採用者に係る第二種奨学金の貸与利率と財政融資資金借入金利等推移表

(衣 2) 一次 10 一及 2 从 11 11 12 以 2 以 2 以 2 以 3 以 2 以 3 以 2 以 3 以 3 以					
	第二種奨学	金貸与利率	財政融資資金借入金利		
			元金均等償還、半年賦、借入期間 15 年超 16 年	元金均等償還、半年賦、 5 年金利見直しにおけ	
貸与終了年月	利率固定方式	利率見直し方式	以内、   うち据置期間1年以内	る当初5年間の金利、 借入期間15年超16年	
				以内、 うち据置期間1年以内	
平成 19 年 4 月	1.70%	1.20%	1.7%	1.2%	
5月	1.70%	1.30%	1.7%	1.3%	
6月	1.90%	1.50%	1.9%	1.5%	
7月	1.90%	1.50%	1.9%	1.5%	
8月	<u>1.80%</u>	<u>1.40%</u>	<u>1.8%</u>	<u>1.4%</u>	
9月	<u>1.70%</u>	<u>1.20%</u>	<u>1.7%</u>	<u>1.2%</u>	
<u>10月</u>	<u>1.70%</u>	<u>1.20%</u>	<u>1.7%</u>	<u>1.2%</u>	
<u>11 月</u>	<u>1.60%</u>	<u>1.10%</u>	<u>1.6%</u>	<u>1.1%</u>	
12月	<u>1.60%</u>	<u>1.00%</u>	<u>1.6%</u>	<u>1.0%</u>	

<sup>(</sup>注) 利率固定方式による貸与利率が元金均等(期間 16 年うち据置 1 年)による借入利率に、また利率見直し方式による貸与利率が半年賦 5 年金利見直し貸付における当初 5 年間の借入金利に対応しています。

〔ご参考1〕 「日本学生支援債券」及び「日本育英会債券」発行の状況

## 日本学生支援債券

回 号	発行年月日	発 行 額	年限	発行金利
第1回	平成 16 年 7月5日	300 億円	5年	年 1.18%
第2回	平成 16 年 11 月 5 日	300 億円	5年	年 0.70%
第3回	平成 17 年 2 月 4 日	160 億円	5年	年 0.66%
第4回	平成 17 年 7 月 5 日	400 億円	5年	年 0.62%
第5回	平成 17 年 11 月 4 日	400 億円	5年	年 0.90%
第6回	平成 18 年 2 月 3 日	300 億円	5年	年 0.94%
第7回	平成 18 年 7月5日	400 億円	5年	年 1.62%
第8回	平成 18 年 11 月 6 日	400 億円	5年	年 1.52%
第9回	平成 19 年 2 月 5 日	370 億円	2年	年 0.90%
第 10 回	平成 19 年 7月5日	400 億円	2 年	年 1.19%
第 11 回	平成 19 年 11 月 6 日	400 億円	2年	年 0.93%

## 日本育英会債券

回 号	発行年月日	発 行 額	年限	発行金利
第1回	平成 13 年 12 月 5 日	100 億円	10年	年 1.59%
第2回	平成 14 年 10 月 28 日	360 億円	5年	年 0.50%
第3回	平成 15 年 2 月 3 日	200 億円	5年	年 0.44%
第4回	平成 15 年 8 月 5 日	300 億円	5年	年 0.52%
第5回	平成 15 年 12 月 5 日	260 億円	5年	年 0.70%
第6回	平成 16 年 3月 5日	50 億円	5年	年 0.64%

※平成20年1月7日現在、株式会社日本格付研究所(JCR)よりAA+、株式会社格付投資情報センター(R&I)よりAAの格付けを取得しています。

[ご参考 2] 民間金融機関からの借入の状況

入札実施日	借入金額(百万円)	金利 (%)	借入日	返済日
平成 19 年 4 月 23 日	23,842	0.66417	平成 19 年 5 月 14 日	平成 19 年 8 月 8 日
平成 19 年 5 月 22 日	20,210	0.69500	平成 19 年 6 月 7 日	平成 19 年 9 月 7 日
平成 19 年 7 月 23 日	40,860	0.79917	平成 19 年 8 月 8 日	平成 19 年 11 月 7 日
平成 19 年 8 月 22 日	45,952	0.90250	平成 19 年 9 月 7 日	平成 19 年 12 月 7 日
平成 19 年 9 月 19 日	14,178	0.90917	平成 19 年 10 月 9 日	平成 20 年 1 月 9 日
平成 19 年 10 月 22 日	40,860	0.91000	平成 19 年 11 月 7 日	平成 20 年 2 月 6 日
平成 19 年 11 月 20 日	45,952	0.93250	平成 19 年 12 月 7 日	平成 20 年 3 月 7 日
平成 19 年 12 月 17 日	<u>14,178</u>	0.81667	平成 20 年 1 月 9 日	平成 20 年 3 月 7 日

## 第2 事業の状況 3 事業等のリスク

- (2) 国の政策に伴うリスク
  - ② 独立行政法人整理合理化計画について

平成19年12月24日「独立行政法人整理合理化計画」が閣議決定されました。

本機構では、同計画に基づき、「事務及び事業の見直し」、「組織の見直し」、「運営の効率化及び自律化」に取り組んでまいります。

各独立行政法人について講ずべき措置のうち、本機構に関する部分は以下の通りです。

#### 事務及び事業の見直し

#### 【奨学金貸与事業】

- ○延滞債権の回収率向上を図るための抜本的な対策を平成 20 年度中に策定することとし、所要の措置を講じる。
- ○3%の貸付上限金利について、教育政策の観点等から、見直しを検討する。

#### 【留学生支援事業】

○東京国際交流館のプラザ平成の企画・管理・運営業務及び広島国際交流会館の管理・運営業務に係る民間競争入札を導入する。また、プラザ平成については、平成 20 年度末までに廃止も含め在り方につき結論を得る。

#### 【学生生活支援事業】

○学生生活支援事業については、大学等の自主的な取組を促すため、障害のある学生の修学支援を始め、 各大学等における取組が十分ではなく、公共上の見地から必要な事業内容を厳選して実施する。

#### 【市場化テストの拡大】

○国際交流会館については、平成 20 年度に広島国際交流会館において落札者による管理・運営業務を実施することに加えて、同年度に新たに大阪第二国際交流会館において民間競争入札を実施し、21 年度から落札者による管理・運営業務を実施する。これらの民間競争入札の検証結果等も踏まえ、残る 11 館の国際交流会館における民間競争入札を更に推進する。

#### 組織の見直し

#### 【組織体制の整備】

○日本語教育センターの私費外国人留学生に係る学生数の半減に伴う運営体制の見直し等を行う。

#### 【人員、組織の徹底したスリム化】

○奨学金の回収業務をはじめとする各事業について積極的に競争入札による民間委託を推進し、その結果 をも踏まえ、組織の簡素化を図るとともに、次期中期計画終了時(平成25年度)までに、現行中期計画開 始時の職員数と比べ、1割程度の職員数を削減する。

#### 運営の効率化及び自律化

#### 【保有資産の見直し】

- ○東京日本語教育センターについては、周辺環境や建ペい率・容積率規制等に留意するとともに、施設の機能、地元自治体との関係、大学への進学を希望する学生を教育するという施設の性格等を踏まえつつ、 有効活用の方策について、具体的なスケジュールを示して検討する。
- ○市谷事務所の立地や保有形態の在り方について、事業の在り方、保有と賃貸のコスト比較による経済合理性等を総合的に勘案しつつ、具体的なスケジュールを示して検討する。
- ○国際交流会館について、地元自治体との密接な連携を重視するとともに、地域の国際交流拠点としての 役割を踏まえつつ、有効活用の方策について、具体的なスケジュールを示して検討する。
- ○高円寺宿舎については、奨学金の貸付債権に係る貸倒引当金の財源であることを考慮しつつ、利用率、 老朽化等を踏まえ、関係機関とも相談のうえ、売却を含めた資産の在り方について平成20年度中に結論を 得るよう検討する。

## ③ 市場化テストの導入について

平成<u>19</u>年<u>12</u>月<u>24</u>日に閣議決定された「公共サービス改革基本方針改定」において、「東京国際交流館」の「プラザ 平成」の企画・管理・運営業務<u>並びに「</u>広島国際交流会館<u>」および「大阪第二国際交流会館」</u>の管理・運営業務に ついて、<u>以下の通り</u>市場化テストの対象とすることが決定されております。

#### 公共サービス改革基本方針改定<抜粋>

平成<u>19</u>年<u>12</u>月<u>24</u>日閣議決定

#### 【別表】

## 7. 独立行政法人の業務

事項名	措置の内容等	担当府省
(20)(独)日本	○ (独)日本学生支援機構の「東京国際交流館」の「プラザ平成」について、	文部科学省
学生支援機構	「国際研究交流大学村」における産学連携の知的国際交流・情報発信の拠点	
の「東京国際交	としての位置づけを踏まえつつ、民間競争入札を実施する。その内容は原則	
流館 の「プラ	として次のとおりとする。	
ザ平成」運営等	【業務の概要及び入札等の対象範囲】	
業務	「プラザ平成」の会議施設に係る企画・管理・運営業務	
	【入札等の実施予定時期】	
	平成19年12月までに入札公告し、20年4月から落札者による運営等業務を	
	<u>実施</u>	
	【契約期間】	
	平成20年4月から23年3月までの3年間	
	【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】	
	(独)日本学生支援機構「東京国際交流館」の「プラザ平成」(東京都)	
(21)(独)日本	○ (独)日本学生支援機構の全国 <u>13</u> 箇所の国際交流会館のうち <u>2</u> 館について、	文部科学省
学生支援機構	現在、(財) 日本国際教育支援協会に委託している管理・運営業務 <u>について民</u>	
の国際交流会	間競争入札を実施するとともに、その成果を検証する。その内容は、原則と	
館等の運営等	<u>して次のとおりとする。</u>	
業務	【業務の概要及び入札等の対象範囲】	
	「広島国際交流会館」及び「大阪第二国際交流会館」の管理・運営業務	
	【入札等の実施予定時期】	
	「広島国際交流会館」については、平成20年4月から落札者による管理・	
	運営業務を実施	
	「大阪第二国際交流会館」については、「広島国際交流会館」における入札	
	実施状況等を踏まえ実施要項について所要の見直しを行ったうえ、適切な時期	
	に入札公告し、平成21年4月から落札者による管理・運営業務を実施	
	【契約期間】	
	「広島国際交流会館」については、平成20年4月から23年3月までの3年	
	「大阪第二国際交流会館」については、平成21年4月から24年3月までの	
	【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】	
	(独) 日本学生支援機構の「広島国際交流会館」(広島県) 及び「大阪第二	
	国際交流会館」(大阪府)	
	【平成20年度以降の事業における対象範囲等の拡大措置】	
	民間競争入札の更なる実施について、上記の民間競争入札の検証結果等も踏 まる。 酸ス 11 粒の国際交流会館における民間競争入札も東に推進する	
	まえ、残る 11 館の国際交流会館における民間競争入札を更に推進する。	

- 第4 法人の状況 3 コーポレートガバナンスの状況
- (4) 平成18年度業務実績評価について

本機構の平成18年度に係る業務実績に関する評価は以下のようになっております。

#### 全体評価

#### ① 評価結果の総括

- (イ) 日本学生支援機構は、我が国における学生支援の中核機関(ナショナルセンター)として、 その一層の改善・充実に努め、サービス利用者からも概ね良好な評価を得たものと認められる。
- (ロ) 効率的・効果的な業務運営のための組織改編や、外部委託や随意契約の見直し等による経費 削減など、業務運営の一層の効率化を図るとともに、それぞれの事業部門におけるサービス向 上のために積極的に取り組んでいるものと認められる。

<参考>・業務運営の効率化:A・業務の質の向上:A・財務内容の改善:A

## ② 評価結果を通じて得られた法人の今後の 課題

- (イ) 奨学金貸与事業に係る滞納分回収率や、 新規返還者に係る返還率が低下しており、対策 を講じる必要がある。
- (ロ) 返還金回収業務の外部委託について、機構と外部委託の場合との比較ができており評価できるが、外部委託の効果的な活用に資するため、更なる検討を行う必要がある。
- (ハ) プラザ平成については稼働率の上昇は評価できるが大幅な支出超過となっており、収支について検討の必要がある。
- (二) 留学情報センターにおける留学に関する 照会件数について、件数が伸びない原因を分析 するとともに、対策を検討する必要がある。

- ③ 評価結果を踏まえ今後の法人が進むべき 方向性
- (イ) 低下要因を分析し、また、回収業務の外部委託の結果を参考にして、回収率向上に向けた新たな取組を行うとともに、大学へのインセンティブ付与など、リレーロ座加入率向上のための取組を行うべき。
- (ロ)機構と外部委託の場合の回収費用の比較を 更に精緻化するとともに、費用対効果を多 角的、総合的に検討すべき。また、適切な 業者の選定基準策定に向けて更に取り組 むべき。
- (ハ) プラザ平成について、より詳細な利用状況 管理を行い、精緻な分析を行うなど収支状 況の改善にむけた取組を行うべき。
- (ニ) 昨年度より増加した要因の分析と、ホームページの充実や留学生数の増減などと照会件数の関連性の分析等を行い、件数増加のための方策を検討すべき。

なお、全文に関しては、文部科学省のホームページ(http://www.mext.go.jp/)内、

「文部科学省所管独立行政法人の平成 18 年度の業務実績に係る評価」

(http://www.mext.go.jp/a menu/hyouka/d kekka/07101219/002/008.pdf) において公表されております。

## 第3 参照書類を縦覧に供している場所

東京都新宿区市谷本村町 10-7 独立行政法人日本学生支援機構市谷事務所

なお参照書類は、本機構ホームページ(http://www.jasso.go.jp/)にも掲載します。